

高等学校等奨学金

県HP

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団では、奨学金(無利子)を貸与しています。

令和2年度予約募集

〈種類〉入学支度金、奨学金
 〈応募資格〉

下記の①、②を全て満たす人

①令和2年4月に高等学校などに進学を予定しており、保護者が県内に生活の本拠を有していること

②勉学意欲があり、特に経済的理由により修学が困難であること

〈募集期間〉7月上旬～(学校により異なる)

緊急募集

〈種類〉奨学金

〈応募資格〉高等学校などに在学中で、家計の急変により修学が困難となるなど奨学金を緊急に必要とする場合

〈募集期間〉随時

〇在学(卒業)の中学校、在学している高等学校など、または公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

☎092-641-7326 ㊟092-641-7530

薬物依存家族教室

県HP

ご家族の薬物の問題でお困りの人を対象に、薬物依存症の基本的な知識や対応方法について学ぶ家族教室を開催しています。

個別相談も随時行っています。一人で悩まず、お電話ください。

〈日時〉毎月第4木曜日14時～16時(4月と3月を除く)

〈場所〉福岡県精神保健福祉センター(春日市原町) ※参加無料、要申込

〇・〇福岡県精神保健福祉センター

☎092-582-7500 ㊟092-582-7505

災害時の太陽光発電設備にご注意ください

県HP

太陽光発電設備は、台風や豪雨などで浸水・破損した場合でも光が当たれば発電することがあります。接近または接触すると感電するおそれがありますので、近づかないようにしてください。

〇エネルギー政策室

☎092-643-3228 ㊟092-643-3160

8月1日は水の日、8月1日から7日は水の週間です

県HP

水は限りある大切な資源です。特に夏は水の使用量が増えます。節水を心掛け、大切に使いましょう。

「上手に使って、上手に節水」

節水6箇条

- 1 蛇口はこまめに締める
- 2 食器の汚れは落として洗う
- 3 洗濯はためすぎ・まとめ洗い
- 4 お風呂の残り湯は掃除・洗濯・庭の散水などに利用する
- 5 洗車はバケツ洗いに
- 6 トイレの流水は1回で

〇水資源対策課

☎092-643-3205 ㊟092-643-3207

全国家計構造調査が実施されます

この調査は、わが国の家計構造を明らかにする重要な統計調査で、5年に一度実施されます。

対象となった世帯には、県知事が任命した調査員が調査書類などを持って伺います。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

なお、調査内容を統計の作成以外の目的に使用することは一切ありません。

〈調査期間〉10月～11月

〈リーフレット配付時期〉8月頃～

※リーフレットの配付は調査対象地域の全ての世帯へお配りします。

〇お住まいの市町の統計調査担当課または県調査統計課

☎092-643-3186 ㊟092-643-3192

HP https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/

旧優生保護法による優生手術などに係る一時金の支給について

県HP

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が施行されました。

この法律により、旧優生保護法に基づく優生手術などを受けられた人は一時金の支給を受けることができます。

ご請求・ご相談については、下記にお問い合わせください。

〇福岡県旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口

☎092-632-5175 ㊟092-643-3271

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届をお忘れなく

県HP

前年の所得状況と8月1日の養育状況を確認します。提出がない場合、児童扶養手当は11月分以降、特別児童扶養手当は8月分以降の手当の支給が一時差し止めとなります。ご注意ください。

〈提出期間〉

[児童扶養手当を受けている人]

現況届:8月1日(木)～30日(金)

[特別児童扶養手当を受けている人]

所得状況届:8月9日(金)～9月11日(水)

〈提出先〉お住まいの市区町村窓口

〇お住まいの市区町村の(特別)児童扶養手当担当課または県児童家庭課

☎092-643-3259 ㊟092-643-3260

暴力団に関する相談・情報提供

暴力団から金銭を要求された、または暴力団の不法行為を見聞きするなどした場合は、最寄りの警察署または暴力追放ダイヤルに相談・情報提供をお願いします。一人で悩まず、まずは相談してください。

【暴力追放ダイヤル】

☎/㊟092-622-0704

〇県警察本部組織犯罪対策課

☎092-641-4141 ㊟092-622-0704

HP https://www.police.pref.fukuoka.jp

7月は熱中症予防月間です

県HP

熱中症は、「気温の高くなりはじめ」や「湿度の高い日が続く梅雨時」など、気候変化に体が慣れないこの時期に増加し、7月～8月がピークになります。

日頃から予防のポイントを心掛け、熱中症に気を付けましょう!

【予防のポイント】

- 室内では、我慢せずにエアコンや扇風機を使用する
- 外出時は日傘や帽子を着用する
- 日陰などで適宜休憩する
- こまめに水分を補給する

〇健康増進課

☎092-643-3270 ㊟092-643-3271